

## (市立豊中病院)

### 【経営状況について】

(質問)

病院事業の純損失が前年度より増加していますが、その要因をどのように分析されているでしょうか。また、経営状況を改善するために様々な取り組みをされてきたにもかかわらず、純損失が前年度より増加したことや、当年度未処理欠損金が約10億円もあることについて、どのように問題意識をもっておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

医療機関には高度急性期、急性期、回復期、慢性期の区分があり、国は2025年に向けて、高度急性期及び急性期医療における診療報酬の算定要件を厳しくし、不足する回復期、慢性期の医療機能への転換誘導を図っています。

急性期医療を担う当院におきましては、この算定要件が厳しくなる中、収益の確保に向けて平均入院日数の短縮と新規入院患者の獲得に重点的に取り組みました。

その結果、平成29年度に比べ入院収益をはじめとする医業収益は増加しましたが、一方で給与費、材料費等の医業費用も増加したことにより、純損失が増加したものでございます。

平成30年度の純損失は6億200万円で、これにより当年度未処理欠損金は約10億円となっており、厳しい経営状況下にあると認識しております。

(質問)

約6億円の純損失となったことで、資金剰余額は平成29年度より約1億8千万円減少していますが、現在の経営状況をどのように評価されているのか、教えてください。

<答弁>

平成30年度末の資金剰余額は約61億6千万円で、日々の運営に十分な水準にあります。純損失が約6億円となったことなどにより、昨年度は資金の蓄積を図ることができませんでした。

施設及び設備を適切に維持更新し、質の高い医療を安定的に提供していくためには、資金剰余額を継続的に蓄積していくことが重要であり、赤字収支からの改善が必要であると考えております。

(質問)

平成30年度からの市立豊中病院運営計画及び実施計画における経営指標の数値目標と比較すると、医業収支比率、経常収支比率、一般病床利用率が目標値を下回っています。数値目標を達成し、質の高い医療と効率的で安定的な病院経営を確保するために、「平均在院日数の適正化」と「新規入院患者の獲得」に重点的に取り組んできたとありますが、具体的にどのような取組みを検討されてきたのか、

教えてください。

**<答弁>**

「平均在院日数の適正化」では、特に入院期間の短縮につながる『クリニカルパス』（医学的根拠に基づく治療のパッケージ化）や地域医療機関との連携体制構築に取り組んでまいりました。

また、「新規入院患者の獲得」では、紹介患者の予約枠拡大や地域医療機関への訪問、診療情報を地域の医療機関と共有するネットワークシステムの運用を進めてまいりました。

**（質問）**

全国的に見ても、市立病院、いわゆる市民病院は収支赤字の病院が多いですが、そんな中でも、収支黒字の市立病院もいくつかあります。そういった収支黒字の市立病院の調査や研究はこれまでされてきたのでしょうか。調査や研究をされたのであれば、黒字の要因をどのように分析され、市立豊中病院にも取り入れられることはないのか、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

他医療機関の収支等の調査研究につきましては、計画策定時、又、日常的に、総務省や大阪府が公開している病院事業決算状況や経営比較分析データの他、豊能二次医療圏内の医療機関で構成する会議等で得られた情報などを参考にしてまいりました。全国的にも公立病院が、地域医療における使命や公益性を果たしながら、安定した病院経営を行うには厳しい状況が続いております。一方で、地域の医療ニーズを的確にとらえ、創意工夫を図りながら黒字収益をあげている医療機関もあると聞いております。地域特性や診療規模、施設設備等の諸条件は異なりますが、引き続き、民間活力やICTの活用など、他院の工夫を参考にしながら、導入の可能性について検討を行い、効率的な業務運営を図って参ります。

**（意見・要望）**

純損失が増加し、資金剰余金が減少している中で、経営改善の取り組みを高評価することは出来ませんが、病院側ではどうにもできない診療報酬の算定要件が、急性期医療区分の市立豊中病院には厳しくされていること、平均入院日数の短縮に努めて空けた病床を十分に利用する程の患者の確保が容易ではないこと、医業収益をあげるよう努めれば努めるほど、給与費や材料費等の医業費用も増加し、なかなかその差が埋まらないことなど、現状の条件で即時的に、大幅に収支改善が見込むことは難しいことは理解します。とは言え、市民の方々の中には、純損失額やその増加、資金剰余額の減少などを不安視、問題視する方もおられると思いますし、質の高い医療と効率的で安定的な病院経営を確保していくためには収支の黒字化は不可欠だと思いますので、黒字収益を上げている他院の調査を今後もして頂くとともに、公立民間問わず他院の経営改革手法や収支改善策、業務改善策など参考になる

ことがあれば、貪欲に、積極的に取り入れて頂きたいと要望しておきます。

## 【未収金について】

(質問)

昨年度、新たに発生した未収金はどれくらいの額になるのか、内訳や件数など詳細を教えてください。また、過年度分も含めると総額ではどのくらいあるのでしょうか。

<答弁>

平成30年度に発生した患者窓口納付金に係る未収金の件数は2021件、金額は5093万1000円、その内訳は、外来未収が1327件で447万3000円、入院未収が694件で4645万8000円でございます。過年度分を含めた未収総額は、平成30年度末で7305万3000円、平成29年度末と比較しますと、1322万3000円の減少でございます。

(質問)

未収金を発生させない取組みや、早期に、もしくは計画的に回収するための取り組みとして、どのようなことをされてきたのか教えてください。

<答弁>

未収金を発生させない取組みでございますが、特に医療費が高額となることが想定される入院患者さんに対し、高額療養費制度の周知と活用について説明を行っております。高額療養費制度では、事前に申請を行うことで、医療費の支払いを患者さんの所得に応じた自己負担限度額に留めることができるものでございます。患者さんが多額の医療費を一度に負担することなく支払いが可能となるため、高額の未収金発生の抑制に繋がっているものと考えております。次に、未収が発生した場合ですが、速やかに督促、催告を実施することで、早期回収に努めております。一括での支払いが困難な方については、個別にご事情をお聞かせ頂き、資力に応じた分納計画を立てることで、未収を長期化させず、確実な回収に繋げています。

## (健康医療部)

### 【産後ケアについて】

#### (質問)

産後うつ予防のための産後ケア事業について伺います。昨年度、実施された具体的な取り組みと決算額を教えてください。

#### <答弁>

産後うつの予防等を図る観点から産後早期に必要な支援を行うため、平成29年6月より産後ケア事業を開始しました。産後ケア事業は、母親の心身の不調や育児に不安がある人、養育を安定して行うことが出来ないと思われる人、家庭等から産後の支援が得られない出産後3か月未満の産婦とその子どもを対象としています。

委託医療機関で、産婦のケアとして、母体の休養、授乳の指導、心理面のケアや生活面の指導、子どものケアとして、発育発達の確認やスキンケア、育児に関する相談・指導等を行っています。平成30年度は実利用組数28組、延べ利用日数はデイサービス型24日、宿泊型97日と、平成29年度の15組に比べて増加しました。

平成30年度の産後ケア事業に関する決算額は委託料167万5千円です。

尚、この事業の対象とならない場合でも、生活支援を必要とする妊産婦には、保健師や社会福祉職が、生活支援事業等利用可能なサービスの情報提供や助言を行っています。

#### (意見・要望)

現在、行っておられる産後ケア事業については、利用者数も増加していますし、更なる委託医療機関の開拓をして頂くなど、より利便性が高く、よりきめ細かな支援が提供できるよう努めて頂きたいと思います。一方で、産後は多少の差異はあっても、どんな産婦も体力的にも精神的にも不安定になりがちで、そんな中で、24時間ほぼ休みなしで育児をすることは、かなり大変なことだと思います。そういう意味では、産後ケア事業の対象となっていない産婦にももう少し支援事業があっても良いのではないかと思います。例えば、産後の家事育児の負担を減らすために、産褥期もしくは産後半年くらいまでの間、家事や育児支援のヘルパー等の利用に対する助成制度があれば、かなり喜ばれるように思います。既存の事業としては、ファミリーサポート事業や社会福祉協議会のくらしささえあい事業の中の生活支援事業ぐらいが考えられますが、産褥期もしくは産後半年くらいまでの間の産婦が、家事や育児支援のヘルパーとして、これらの事業を活用している事例はそれほど多くなく、市独自の支援事業もありません。自治体の中には、出産した母親の心と体のケアにも対応できる家事・育児支援のヘルパー等の事業者と提携し、各事業者が提供するサービスの利用者に対して、利用費の一部を助成する事業を実施している自治体があります。産褥期もしくは産後半年間を対象期間として、支援サービス利用時間数のうち1時間につき1000円から2000円ほどで、上限時間数を設定して助成しておられます。既存事業で、産婦の家事育児の負担軽減につながる事業がほとんどない中で、産後間もない母親が家事や育児支援のサービスを利用しやすい環境を整え、母子の安定

した愛着形成や育児不安の解消を目的に、是非とも豊中市産後家事育児支援事業の実施をこども未来部等と連携し、検討頂きたいと強く要望しておきます。この事業の提案は、男性の家事や育児の責任放棄を念頭にしている訳では決してなく、産婦がたまに自分の時間を持ち、休息したり、リフレッシュしたりできるだけで、家事や育児に対して肉体的にも精神的にも余裕やゆとりが生まれると思いますので、是非とも、前向きに検討して頂きたいと思います。

## 【健康寿命の延伸について】

(質問)

健康寿命の延伸について伺います。まずは、国と大阪府の平均寿命及び健康寿命の推移を教えてください。

<答弁>

国の平均寿命については、2010年から2015年の5年間で、男性は79.59歳から80.77歳に1.18歳延伸し、女性は86.35歳から87.01歳となり、0.66歳延伸しています。また、大阪府の平均寿命についても、同様の期間で、男性が78.99歳から80.23歳に1.24歳延伸、女性は85.93歳から86.73歳に0.8歳延伸しています。

次に、健康寿命の推移ですが、国においては、2010年から2016年の6年間で、男性が70.42歳から72.14歳に1.72歳延伸し、女性は73.62歳から74.79歳となり、1.17歳延伸しています。また、大阪府の健康寿命についても、6年間で、男性が69.39歳から71.50歳に2.11歳延伸、女性は72.55歳から74.46歳に1.91歳延伸しています。

厚生労働省の市町村別平均寿命より、本市の平均寿命については平成12年から平成27年では、男性は78.1歳から81.2歳、女性は84.4歳から87.3歳と男女とも15年間で約3歳延伸しています。

また、健康寿命については、大阪府が算出した平成22年及び平成28年のデータを比べますと、本市は男性が78.49歳から79.7歳に1.2歳延伸、女性は83.6歳から83.4歳に0.2歳短縮しています。個々で示しております健康寿命は、「日常生活動作が自立している期間」をさし、要介護2～5歳の認定者を「不健康」、それ以外の人を「健康」として算出したものをいいます。国が健康日本21等で掲げている健康寿命の算出方法は国民基礎調査のデータを用いており、算出方法が異なるため比較することはできないものとなっています。

(質問)

2000年にWHOが健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康寿命を延ばすかに関心が高まってきたように思います。その理由について、市の見解を伺います。何故、寿命が延びるだけではないのでしょうか。

<答弁>

健康寿命の延伸を考える上で、健康寿命と平均寿命の差である不健康期間の短縮も併せて留意していく必要があります。不健康期間は、入院等の高額医療や介護サービス等を受給している期間であるため、この期間の延伸は医療費等の社会保障費が増大する要因となります。健康寿命を延ばし、不健康期間を短縮することが社会保障制度の持続可能性を確保する上で重要となっております。

(質問)

健康寿命を延ばすために必要なことは何でしょうか。健康寿命と相関関係のある事象について、市が認識、把握されていることがあれば、教えて下さい。

<答弁>

主要な死亡原因であるがん・循環器病疾患、重大な合併症を引き起こす糖尿病等の生活習慣病や、要介護の主な原因である脳血管疾患や認知症、骨折や転倒、高齢による衰弱などについては、健康寿命に影響を及ぼす可能性があります。健康寿命の延伸のためには、脳血管疾患等の動脈硬化を予防するための対策や認知症予防、サルコペニアやフレイル予防などの取組みが必要であると考えられます。

(質問)

健康寿命と生きがいを持っているか否かの有無に何らかの関係性があるように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

医学的な研究発表としましては、アメリカと日本において、人生の目的と死亡率や心血管疾患発症のリスクの関係を7年間以上追跡調査したものがあり、人生で目的意識や生きがいを感じている人ほど心疾患発症リスク等が低く健康長寿であるとする結果がでており科学的な根拠が示されています。また、その他数多くの文献などから、人と人とのつながりは健康と深い関係があることが一般的にも周知されており、地域交流や社会参加など、市民誰もが、活動的で生きがいあふれる生涯を過ごすことが出来るような取組みを促進することは重要であると考えています。

(意見・要望)

全ての市民が住み慣れた地域で、生涯いきいきと心身ともに健康で豊かに暮らすことが出来れば、本当に理想的です。健康医療部としては、健康寿命の延伸のためには、脳血管疾患等の動脈硬化を予防するための対策や認知症予防、サルコペニアやフレイル予防などの取組みが必要と考えておられるとのことで、不健康期間の短縮を強く意識して頂きながら、今後も事業、施策展開をして頂ければと思います。加えて、「人と人とのつながりは健康と深い関係があることから、地域交流や社会参加など、市民誰もが、活動的で生きがいあふれる生涯を過ごすことが出来るような取組みを促

進めることは重要であると考えている。」とのことでしたので、健康寿命は「日常生活動作が自立している期間」とされ、市としては要介護2以上を不健康と定義されていますが、要介護度に関わらず、日常生活動作が自立していても、生活にはりがなく、生きがいのない生活を過ごされている方は、必ずしも健康とは言えないように思いますので、生きがいのない、もしくは生きがいの乏しい方に、生きがいを探したり、提供したりする取組みを市として考えて頂きたいと要望しておきます。

## (人権政策課)

### 【とよなか人権文化まちづくり協会について】

#### (質問)

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に対して、市から支出されている補助金や委託料などの総額を教えてください。また、とよなか人権まちづくり協会が両人権センターで担ってこられた事業、業務について教えてください。

#### <答弁>

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に対して、人権政策課が平成30年度に支出した補助金や委託料の総額は、2102万6千円です。両センターで担っている事業は、人権・同和問題に関する情報発信事業、資料の収集・管理事業、学習支援事業、学習機会提供事業、人権ケースワーク事業でございます。

#### (質問)

とよなか人権文化まちづくり協会について、会の成り立ちや活動内容、職員構成等、詳細を教えてください。

#### <答弁>

会の成り立ちにつきましては、昭和28年に部落差別の解消を目的とした事業を推進する協議機関として、豊中市同和事業促進協議会が設立されました。平成14年に、これまでの地区内に向けた活動から、地域に拡大され、同和問題をはじめ様々な人権課題に取り組むことを目的として、とよなか人権文化まちづくり協会に名称を変更されております。

活動内容としましては、同和問題をはじめ人権諸課題に関する人権啓発・学習支援などの人権啓発情報事業、自立・自己実現に関する支援や相談などの人権支援相談事業、人権課題解決のための協働推進や調査研究などの人権文化協働事業等を実施されています。平成30年度、事務局職員の構成は、事務局長をはじめ5人体制でございます。

#### (質問)

とよなか人権文化まちづくり協会は、数ある一般財団法人と同様の位置付けなのか、豊中市との関係性について教えてください。

#### <答弁>

とよなか人権文化まちづくり協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく他の一般財団法人と同様でございます。

また、本市は、当協会に補助や委託することにより、人権尊重に根ざした文化を創造するまちづくりの実現に取り組んでいます。



### (意見・要望)

業者選定までのスケジュールは、10月の早い時期に公募し、11月下旬を目途に事業者を決定したいと先月の委員会で答弁されておりました。また、人権まちづくりセンターの事業の課題として、「社会経済情勢が変化し、人権課題が多様化、複雑化する中、様々な手法や、創意工夫により教育及び啓発を推進していくことが課題」と先月の委員会で答弁されました。その上で、これまで一貫して、随意契約でとよなか人権まちづくり協会に事業を委託しておりましたが、今回、公募された訳ですので、どれだけの事業者が応募して下さり、新たにスタートする人権平和センターでは、こどもの今日的課題の支援や解決に繋がる事業、非核平和啓発に関わる事業なども実施して頂くとのことで、どのような斬新かつ魅力的な事業案を提示して頂けるのか、楽しみにしておきます。公募はしたけど、とよなか人権まちづくり協会だけしか応募せず、全く競争性が働かない事業者選考になったり、目新しさを感じない事業提案とならないように努めて頂きたいと強く要望しておきます。

## 【在住外国人の実態について】

### (質問)

現在、市内に在住の外国人は何人くらいおられ、また、国籍は何か国くらいになっているのでしょうか。併せて、主な国別、在留資格別の状況も教えて下さい。

### <答弁>

今年の4月末時点では、外国籍の市民の数は5661人で、国籍数は93か国です。主な国別地域別では、多いところから韓国・朝鮮籍が1989人、中国が1529人、ベトナムが453人、フィリピンが241人、台湾が173人となっています。在留資格別の主な内訳は、「特別永住者」が1512人、「永住者」が1468人、「技能実習」が754人、「留学」が697人、「家族滞在」が388人、「日本人の配偶者等」が330人となっており、これらを合計しますと全体の約91%となっております。

### (質問)

在住外国人にとって、生活する上で課題となっていることがあれば、教えて下さい。また、課題に対する市の取り組みについても教えて下さい。

### <答弁>

国際交流センターで実施しております在住外国人に対する相談窓口では、語学に関することや子どもの進学に関する相談が多くなっております。そのため、日本語教室や母語教室、学習支援などの子どもをサポートする事業を行っております。

### (意見・要望)

先月、文部科学省が日本に住む義務教育相当年齢の外国籍の子ども12万4049

人のうち、15.8%に当たる1万9654人が不就学の可能性がある」と調査結果を出されました。豊中市の状況で言えば、小学生178人中23人が、中学生56人中9人が不就学の可能性があるとのことでした。不就学の児童生徒の対応については、教育委員会になるかとは思いますが、同様に豊中市内で生活されている外国人の方で、様々な課題を抱えながら、どことも、誰ともつながることが出来ない、相談したり、支援を受けたりすることが出来ない方を作らないように、今後も国際交流センターの周知、PRに努めて頂きたいと要望しておきます。一方で、市民の方々の国際理解や国際交流を深める、機会を増やすという視点で提案、要望したいのですが、現在、ラグビーのワールドカップが日本で開催されており、出場チームが国内のいくつかの自治体でキャンプを行うとともに、地元住民と様々な形で交流されている様子をテレビや新聞の報道で拝見するたびに、とても羨ましく感じています。頻繁に機会が訪れる訳ではありませんが、ワールドカップやオリンピック・パラリンピックをはじめ、様々な分野の国際イベントの出場者が海外から来られる際に、ホストタウンになり、市民の方々が海外の方々と交流し、外国の人や文化を理解する機会を提供することは、市民の国際理解度を向上したり、他国に対する心理的距離を縮めたりする絶好の機会となり、とても意義のあることだと思えます。受け入れには、色んな準備や課題の解消が必要になるかと思えますが、人権政策課だけでなく、都市活力部などとも連携しながら、市として、今後、そのような機会を可能な限り活かしていけるよう、ぜひ、研究、検討をして頂きたいと要望しておきます。

## 【男女共同参画社会について】

(質問)

豊中市として、男女共同参画社会とは具体的にどんな社会と定義づけされているか、教えて下さい。

<答弁>

本市の男女共同参画推進条例にて、男女共同参画社会とは、全ての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする社会としております。

(質問)

市が定義する男女共同参画社会を推進、確立するために、何が必要と考えておられるのか教えて下さい。より具体的に言えば、社会環境、経済環境、地域環境、家庭環境をどのようにしていけば、さらには、社会の風潮、個人の意識や認識がどのようになれば、男女共同参画社会の推進につながると考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

家庭や地域、職場など社会の様々な場面において、未だに男女不平等感や固定的な性別役割分担意識が残っており、女性の政策及び方針決定過程における参画や就労の継続、ワーク・ライフ・バランス、配偶者からの暴力など、男女共同参画社会の実現に向けた課題は多く残されています。

こうした課題を解決するためには、男女についての不平等な制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、政策方針・決定過程への助成への参画拡大、女性の多様な働き方支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備及び、DV 被害者支援などが必要になります。

現行の第2次男女共同参画計画改訂版については、これらに関連する施策を組み立て、男女共同参画社会の実現に向け、施策展開を行っております。

(質問)

男女共同参画社会を推進する上で、女性の就労率、平均所得、婚姻率、合計特殊出生率などは、重視される指標になるでしょうか。男女共同参画社会を推進する上で、どのような指標を重視されているか、教えて下さい。

<答弁>

本市の男女共同参画計画では、例示頂いたもののうち、女性の就労率を指標としており、他には、主な指標として、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない人の割合」、「待機児童数」、「審議会等の女性委員の割合」等を掲げています。

(質問)

市が男女共同参画社会を推進してきたことにより、男は仕事、女は家事という性別役割分担の実態や意識、専業主婦世帯と共働き世帯の割合はここ数年、どのような変化がみられてきたのでしょうか。

<答弁>

本市の調査において、「男は仕事、女は家事、育児」といった性別役割分担意識にかかわる、平成22年と平成27年のデータを比べますと、賛成派が、男性が71.7%から60.8%に、女性が56.4%から48.1%にそれぞれ減少しています。また、反対派は、男性が19.7%から27.1%に、女性が32.0%から39.3%にそれぞれ増加しており、性別役割分担意識の改善傾向がみられます。平成30年の労働力調査によりますと、専業主婦世帯は減少し、共働き世帯が増加しており、その割合は1対2となっており、このデータは女性の社会進出が進んだことを表しています。

(質問)

女性の社会進出が進み、共働き家庭が増えてきましたが、共働き家庭における女性と男性の家事や育児時間は均等化されてきたのでしょうか。男は仕事、女は仕事と家事・育児という新たな性別役割分業に移行してきているということはないので

しょうか。参考までに、共働き世帯における母親と父親の家事や育児時間の実態を教えてください。

<答弁>

共働き世帯は年々増加しており、夫の家事・育児に費やす時間は伸びてきてはいるものの、男女格差は大きい状況です。

平成28年社会生活基本調査によりますと、平成28年における6歳未満の子どもを持つ共働き世帯の一日あたりの家事・育児関連に費やす時間は、夫が84分、妻は370分となっております。

(質問)

一方、男は仕事と家事、女は家事と趣味といった、新たな専業主婦志向的な分業志向が出てきているようですが、実態はどうか、意識調査などから分かる範囲で教えてください。

<答弁>

国立社会保障・人口問題研究所の全国家庭動向調査では、「夫は外で働き、妻は主婦業に専念」することが良いと思う人が、平成20年の調査では、平成15年の調査に比べ、41.1%から45.0%と上昇に転じ、若い世代の専業主婦志向が高まったと話題になりました。これは当時、リーマンショック等雇用環境の悪化等の要因があったものと分析されております。最新の平成30年調査では、賛成は38.1%まで低下しております。

(質問)

新たな性別役割分業や新たな専業主婦志向は、市が進める男女共同参画社会とは、相反する考えや志向ではないかと思いますが見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

個々人には、生活や家族などへの多様な価値観があろうと思いますが、本市は、男女共同参画推進条例が示す「全ての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする『男女共同参画社会の実現』」を目指してまいります。

(意見・要望)

市が理想とする男女共同参画社会の実現には、理想と現実のギャップが大きく、まだまだ道のりは険しいことを痛感しました。「男は仕事、女は家事、育児」といった性別役割分担意識については、未だに男女共に賛成派の方が多く、その理由として、男女ともに「子どもの成長にとって良いと思うから」となっています。さらに、「子どもが

3歳くらいまでは母親のもとで育てる方がよい」という回答が男女とも全ての年齢層で半数以上を占めており、まだまだ男女の固定的な役割や伝統的な家族観にとらわれている方が少なくなく、市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みによる効果あまり出ていないように感じます。専業主婦世帯と共働き世帯の割合が1対2となり、女性の社会進出が進んでいるとのことでしたが、性別役割分担に賛成の方の割合の方が多く、職場における家事や育児に対する理解や配慮、ワーク・ライフ・バランスに対する意識が根付いてこないことも分かる気がします。男女共同参画社会の推進のために、市として男女とも子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう、より一層の子育てや介護サービスの充実、たとえ子育てや介護等で一旦、仕事を辞職もしくは休職しても、スムーズに再就職や職場復帰できるための支援などが必要だと思いますし、同時に、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発をより積極的に行って頂きたいと強く要望しておきます。

## (福祉部)

### 【介護保険料について】

#### (質問)

介護保険料は3年ごとに改定されてきましたが、介護保険制度が開始された2000年(平成12年)の第1期から現在の第7期に至るまでの間の保険給付費、保険料基準額、第1号被保険者数、要介護認定者数の5年ごとの推移を教えてください。

#### <答弁>

平成12年度(2000年度)から5年ごとの保険給付費決算額は順に65億3500万円、150億7300万円、196億6500万円、276億4700万円、また月額  
の保険料基準額は順に2884円、3205円、4260円、5661円、第1号被保険者数は順に56677人、70762人、85592人、100123人、要支援認定者を除いた要介護認定者数は順に4867人、9868人、9973人、13524人となっています。

#### (質問)

介護保険料は改定するごとに値上げし続けてきた訳ですが、今後も増額傾向は続く  
と見込んでおられるのでしょうか。現時点で予測されている将来的な額を教えてください。また、介護保険制度が開始された約20年前と比べて現在では、基準額が既に2倍以上になっており、年額にすると当時と比較して約4万円も増えている訳ですが、このことに対する市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

第7期介護保険事業計画において団塊の世代が75歳以上となる2025年の  
保険料基準額を月額8161円と推計しています。

日本の人口推計上、現在の状況のまま2025年を迎えた場合、後期高齢者人口の  
増加に伴い介護サービス受給者数の更なる増加が見込まれることから現行の制度上  
では、保険料の上昇につながると考えられます。

#### (質問)

現在の第1号被保険者の要介護認定者の多くは、40歳の時に介護保険制度がな  
かったために40歳から介護保険料を払ってはきておらず、払い始めた頃の介護保険  
料も今と比べるとかなり低額でした。一方で、現役世代や将来世代は、40歳から  
介護保険料を払い、しかも現在の要介護者が払い始めた頃の介護保険料と比べると  
かなり高い介護保険料を払わなければなりません。このような世代間の不公平に  
ついて、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

介護保険制度は、介護を本人や家族だけでなく社会全体で支え合う仕組みであり、  
現役世代自らが直接サービスを利用せずとも、親世代が介護サービスを利用し保険

制度に基づく支援を受ける等、間接的に現役世代の負うべき介護の負担軽減につながる側面もあります。こうしたことから、世代間で支払う保険料額の違いのみによって、世代間の公平性を判断することは難しいと考えます。

(質問)

参考までに、介護保険の利用者負担の割合や負担限度額は介護保険制度が開始されて以来、どのような推移となっているのか教えてください。

<答弁>

介護保険サービスを利用した場合の自己負担割合は制度創設時から平成27年7月まで一律1割でしたが、平成27年8月から年間160万円以上の所得のある人に対して2割負担が導入され、さらに平成30年8月から年間220万円以上の所得の人に3割負担が導入されています。

介護保険サービスの一月あたり自己負担額の上限については、平成27年8月から、特に所得の高い現役並み所得相当の方が要る世帯の方の上限額が37200円から44400円に引き上げられました。また、平成29年8月からは、市民税課税世帯の方の上限額も44400円に引き上げられています。なお、これもまた一定の条件を満たす人には年間上限設定があります。

(質問)

保険給付費が増え続ける限り、保険料も増え続ける訳ですが、保険給付費の抑制や、介護保険の利用者の負担を増やす必要があるかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

費用負担のあり方については、国においても制度の持続性の確保を目的とした見直しが図られています。保険者と致しましては、高齢者が自立した生活を営むための介護予防の取組みを通じて重度化防止を図り、健康寿命の延伸、QOLの向上が実現してはじめて、結果的に保険給付費の上昇が抑制され、制度の持続性が確保されると考えています。

(意見・要望)

団塊の世代が75歳以上となる2025年の保険料基準額を月額8161円と推計されているとのことでしたが、かなり負担感を感じる額だと思います。介護予防の取組みを一層進めて頂くことはもちろん必要だと思います。また、介護保険の利用者負担の割合や負担限度額もここ最近見直しがなされてはきましたが、もっと様々な手段を模索して、保険給付費の抑制に努めて頂きたいと思います。国民健康保険事業ではこれまでも提案してきましたが、介護保険事業についても、介護保険を全く利用されていない方に対して、介護保険料の減免など、健康増進や介護予防の意識向上に

も繋がるインセンティブ制度の導入を研究、検討して頂きたいと要望しておきます。また、介護保険制度は、親世代が介護サービスを利用し保険制度に基づく支援を受ける際に、現役世代の負うべき介護の負担軽減につながる側面もあると伺っていますが、そうであれば、親の介護保険利用状況を、その子どもの介護保険料の算定に反映させるような仕組みも模索、構築してはどうかと提案しておきます。

## 【介護予防、認知症予防について】

### （質問）

介護予防、認知症予防に様々な取り組んでおられますが、あらためて、要介護や認知症に至る要因を市としてどのように分析、認識されているでしょうか教えて下さい。どのような生き方、生活スタイル、食生活、家族環境、職場環境、地域環境が要介護に至りにくかったり、介護度の進行を抑制したり、認知症になりにくいなどのデータはどの程度集まってきているのでしょうか。具体的に、要介護や認知症になった方の過去の生活スタイルや、生きがいや趣味等の有無、家族環境、地域環境などに共通点などは見られるのか、把握や分析できている範囲で教えて下さい。

### ＜答弁＞

要介護状態に至る要因は様々ではありますが、一般的には脳血管疾患や関節疾患・高齢化による身体・運動・生活機能の低下、転倒による骨折などがきっかけとなることが多く、これらは不活発な生活や低栄養等が原因で起こりやすくなるものと認識しております。

また、認知症の発症原因の多くは不明であると言われていますが、大学などにおける研究によりますと、遺伝的な要因、高血圧症、糖尿病などの疾患、食事や運動などのライフスタイルなどが関連していると言われております。

市として要介護状態や進行の抑制、認知症になりにくい環境や活動・過去の生活スタイル等の把握や分析はしておりませんが、事業実施に当たっては国や大阪府、研究機関によるデータを活用しております。なお、今回初めて計画策定に向けたアンケートを委託するJAGES(日本老年学的評価研究)による他地域での調査では、スポーツやボランティア・趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症、うつ病のリスクが低い傾向が見られるという結果が示されています。

### （質問）

要介護や認知症の方と、生きがいの有無には何らかの関係性があるように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

『豊中市第7期高齢者保健計画・介護保険事業計画』策定に係るアンケート調査では、「生きがいを感じていることはどの様なことですか」との設問に対して、「友人・知人との交流」が50%、「趣味の活動」が37.5%、「孫や子ども、若者などとの交流」が



**30. 4%との結果を得ていますが、要介護や認知症との関係性を確認するところまでは至っておりません。**

**高齢者に限らず、誰もが生きがいを持つことで、生活にはりが出るとともに活動性が高まると考えられることから、介護予防につながるものと考えております。**

**(質問)**

既存の介護予防事業の主たる対象者は高齢者かと思いますが、若いうちから、将来の計画や目標をたてておいたり、やりたいことを見つけておいたりすることは、介護予防に繋がるのではと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

若いうちから、老後のライフスタイルを考え、生きがいや趣味を見つけておくことは、他者との交流のきっかけや活動的な生活による介護予防につながる可能性があることや、介護が必要な状況となってからその人らしい生活の質を高めるものと考えます。若いうちからの取り組みや活動につきましては、スポーツや生涯学習等様々な選択肢の中から、個々人の価値観により取り組まれるものであることから、民間との連携も重要であると考えています。

**(意見・要望)**

明確な因果関係までは立証されてはいないようですが、要介護状態に至るリスクや認知症の発症リスクと、不活発な生活や低栄養などの食事といったライフスタイルは一定、関連性があるように思います。そして、生活にはりを持たせ、活発な生活を過ごすには、生きがいを持つことが非常に重要だと思えます。実際に、人生で目的意識や生きがいを感じている人ほど心疾患発症リスク等が低く健康長寿であるとする研究発表もあります。先程のご答弁でも、「老後のライフスタイルを考え、生きがいや趣味を見つけておくことは、活動的な生活による介護予防につながる可能性があることや、介護が必要な状況となってからその人らしい生活の質を高めるものと考えている」とのことでした。いきがいを何に見出すか、どんな老後を過ごすかは、個々人の価値観によるものであり、自由だとは思いますが、生きがいや趣味を持つことが、介護予防にも繋がるとの意識を持って、介護予防、認知症予防事業に取り組んで頂きたいと思えます。一人でも多くの高齢者の方々が希望の持てる第2、第3のキャリアプランを立てられる支援について、今後、市としても考えて頂きたいと思えますし、実際にそのような事業や施策が出てくることを期待しておきます。

## (市民協働部)

### 【高齢者の生きがいづくりと就労支援について】

#### (質問)

高齢者に限った話ではないと思いますが、退職後の高齢者にとっての生きがいや居場所として、新たな仕事、職場はその存在になりうる一つだと思いますが、市の見解を教えてください。実態として、どの程度の高齢者の方々が就労されているのか、就労されていない高齢者の中のどれくらいの方が就労を希望されているのか、分かれば教えてください。

#### <答弁>

退職後の高齢者にとっての生きがいや居場所につきましては、それぞれの考え方や状況により異なると考えますが、新たな仕事や職場もその一つになり得ると考えております。

本市における高齢者の就業状態につきましては、平成27年度の国勢調査によれば、65歳以上の99979人のうち、21457人の方が就業しており、819人の方が就業を希望するも失業状態にあります。

#### (質問)

具体的に高齢者に対する就労支援はどのようなことを行っておられるのか、また、どの程度の効果や実績が出てきているのか教えてください。

#### <答弁>

高齢者への就労支援につきましては、これまでも市の地域就労支援事業やシルバー人材センターにて取り組んでまいりましたが、就労を希望する高齢者数の増加に加え、多様な就業ニーズに対応するため、国の生涯現役促進地域連携事業を活用し取り組んでおります。

具体的には、高齢者の受入れ企業の開拓や、受入れ環境を整備するためのサポートを実施するとともに、具体的な仕事のイメージを持って頂く事で、未経験分野の仕事への応募に前向きになる方が多いことから、業務内容を中心とした仕事説明会や、カフェ形式での企業と求職者の懇談会などを実施しており、平成30年度は、本事業に延べ696人が参加され、うち103人の方が就業されました。

#### (意見・要望)

高齢者数の増加と共に、高齢の就業者数、就業率も増えてきている中で、国の事業を活用し、昨年度は100人以上の方が就業につながっておられることは高く評価します。国の生涯現役促進地域連携事業は、今年度で終了と伺っていますが、市として来年度以降も引き続き、同様の事業を実施して頂きたいと思います。その上で、退職後の高齢者にとっての生きがいや居場所の提供をどこまで市がすべきなのか、する必要があるのでといった議論は必要かも知れませんが、「退職後の高齢者にとつ

での生きがいや居場所については、それぞれの考え方や状況により異なると考えるが、新たな仕事や職場もその一つになり得ると考えている」とのことでしたので、経済的な支援としての就労支援事業としてだけでなく、高齢者の生きがいや居場所づくり支援の一環として、高齢者の老後のキャリア形成に関する相談や助言なども今後、積極的に行って頂けたらと思います。

## 【地域自治組織について】

(質問)

事業別決算説明書 P. 28の地域自治システムの運用について伺います。まずは、あらためて、地域自治システム、地域自治組織に期待されていることを教えて下さい。

<答弁>

地域自治組織は、自治会、様々な活動団体、事業者や多様な住民のみなさんが参画して、地域の将来像等を共有し、課題の解決に向け協働して取組みを進める場です。それぞれの地域において、こうした場が持続的に運営され、人口減少、高齢化といった社会状況の変化等に伴う新たな課題や、様々な主体が協働することでより効果が高まる課題等に取り組まれることを通して、地域における自治の推進を目指しております。

(質問)

平成24年度に初めて地域自治組織が立ち上がってから、約7年が経過しており、昨年度までに7校区で設立されています。地域自治組織が設立された校区において、設立前後で、どのような効果やメリットがでてきているのでしょうか。

<答弁>

7校区すべてにおいて、防災訓練など災害に備えての取り組みの充実が図られています。このほか、広報誌の発刊等を通じた、校区内の地域活動等に関する情報共有の推進、また、地域自治推進条例に基づく地域づくり活動計画を策定した校区では、持続的な活動に向けた新たな担い手の発掘と活動の場づくり等の取り組みが進んでおります。

(質問)

地域自治組織が形成されている校区とされていない校区で、実際に何らかの差は生じてきているのか、教えてください。

<答弁>

地域自治組織が設立されている校区におきましては、多様な主体が情報共有、協議等を行いながら、先程申し上げました災害への備え、地域活動の担い手の育成といっ

**た地域における課題の解決に向けた新たな取組みの実践が重ねられています。**

**(質問)**

地域自治組織が形成されている校区には毎年最大で300万円ものお金が交付される訳で、年数が経てば経つほど、地域のつながりや防災力、防犯力、地域に対する自治意識等に地域間で差が生じてくるのではないかと懸念しますが、市の認識と見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

地域自治組織は、地域社会を構成する各種団体、事業者と多様な住民の皆さんが主体的に参画して、地域の将来像等を共有し、地域の課題の解決に向け協働して取組みを進める場です。ご質問の交付金は、こうした地域自治組織ならではの新たな活動に助成するものです。今後も、地域自治の推進に向け、より多くの地域自治組織の活動が展開されるよう、それぞれの地域の状況等や主体性を尊重しながら、設立に向けた機運、ペースに応じた支援を進めてまいりたいと考えております。

**(意見・要望)**

地域自治組織について、市としては、かなり高い評価と期待をしているように感じますが、実際には、制度が出来てから7年で7校区での設立と、思ったほどは設立されていないように思います。明確なお答えはありませんでしたが、地域自治組織を設立し、毎年数百万円の交付金を活用して、地域自治を推進されている校区では、新たな担い手の発掘や人と人とのつながりなど地域コミュニティの醸成、防犯・防災力の向上などが図られているはずで、年数が経てば経つほど、地域の自治意識や地域力に差が出てくるのではないかと思います。まずは、地域自治組織の効果や実績の分析を含めた明確化を図るとともに、より具体的な効果やメリットを、未設立の校区の方々にお示しし、地域自治組織の魅力を感じてもらえるように取り組むべきではないかと思います。くれぐれも、この事業によって、地域力の差を拡げるようなことにならないよう、全市的、全校区的な地域自治の底上げを図って頂きたいと要望しておきます。

## **【証明書発行事業について】**

**(質問)**

各種証明書の発行についてですが、1年を通じてコンビニで証明書を取得できる日と時間帯を教えてください。

**<答弁>**

コンビニで証明書を取得できるのは、12月29日から1月3日の年末年始及び随時のシステムメンテナンスを除く日の午前6時半から午後11時までです。

(質問)

コンビニでの各種証明書を発行するためにかかっている費用について教えてください。

<答弁>

コンビニでの証明書を1件発行する毎の手数料は115円となっており、平成30年度の実績は、コンビニでの発行件数が58511件に対し、672万8765円です。(当初予算ベースでは、発行件数が約62600件、720万1000円)

(質問)

市民の方々がコンビニで証明書を取得するようになれば、市にとってのメリットは様々あるかと思えます。一方で、電子マネーへの対応など市役所窓口の利便性を高めることは、その流れに逆行するように思うのですが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

コンビニ交付は、取得できる時間、場所等市民ニーズに合った取得方法が選択でき、より効率的な証明書の取得が可能であることから、窓口を電子マネー対応とすることによるコンビニ交付の件数の減少は想定しておりません。

(意見・要望)

市役所が空いている時間よりもコンビニの方が、空いている時間も証明書を取得できる時間も長く、市役所や出張所の数よりも、はるかにコンビニの方が多くある中で、コンビニで証明書を取得する市民の方がそれほど増えない(多くない)ことは、残念とは思いますが、それほど、市役所に来て証明書を取得することに面倒臭さや煩わしさを感じておられる市民の方が多くなく、言い換えるとコンビニでの取得のメリットを感じておられる方がそれほど多くないということだと思えます。それほど頻繁に証明書の取得が必要な方がおられない中では、なかなか難しいことかも知れませんが、コンビニで証明書を取得する市民の割合が増え、市役所で取得する市民の方が減ることで、市の窓口業務の軽減、人件費の削減に繋がるのであれば、コンビニでの証明書の取得をより推奨して頂きたいと思えます。市民ニーズに対応し、市民の利便性の向上を図るために、コンビニでの証明書発行やキャッシュレス化への対応などをして頂くことを否定はしませんが、機械化やIT化を図ると同時に、市民自らが自分で出来ることは自分です、セルフ化も推進して頂き、市職員の業務効率や生産性の向上を図って頂きたいと要望しておきます。

## 【(仮称) 南部コラボセンターについて】

(質問)

(仮称)南部コラボセンターに関して、昨年度、実施されたことを教えてください。

**<答弁>**

昨年度は、これまで検討を積み重ねてきた、(仮称)南部コラボセンターに求められる機能や役割を踏まえ、さらに義務教育学校(仮称)庄内さくら学園との一体的整備も加味し、施設の基本設計に取り組みました。

基本設計に向けては、ワークショップを市民対象と教職員対象にそれぞれ4回開催し、まちの課題や将来像を見据えた上で、(仮称)庄内さくら学園との施設配置やハード面での連携の工夫などを意見集約し、基本設計に反映させています。

**(質問)**

あらためて(仮称)南部コラボセンターの設置目的と、設置することにより期待される効果を教えてください。

**<答弁>**

(仮称)南部コラボセンターは、地域に散在している老朽化した公共施設を複合化し更新するとともに、まちの課題解決や魅力創造に資する機能も付加し、地域活性化の拠点施設として整備するものです。

期待される効果としては、市有施設の効率的な再編やワンストップ型の市民サービス向上などに寄与するものと考えています。

**(質問)**

昨年度、(仮称)南部コラボセンターの機能についてワークショップが開催され、基本設計もされました。南部地域の魅力向上が期待できる機能や設備は、基本設計の中でどれほど示されたのでしょうか。具体的に、南部地域の魅力向上や定住人口、とりわけ若年世代、子育て世帯の定住人口の増加が期待できそうと感じられた機能や設備があれば教えてください。

**<答弁>**

(仮称)南部コラボセンターでは、子育て支援機能等の充実を図り、妊娠期から子育て期、さらに義務教育期間までの切れ目ない支援を施設内で実現しようと考えています。このため、1階には、子育て支援センターや保健センター、市民活動支援センターを配置し、若者世代や子育て世帯の利用を中心とする施設を集約するほか、2階には、児童生徒支援機能や図書館を配置し、1階施設との機能連携を図るとともに、隣接する(仮称)庄内さくら学園とも協働しながら、南部地域の活性化や魅力向上につながり、若者世代や子育て世帯の居住を喚起するものと考えています。

**(意見・要望)**

(仮称)南部コラボセンターの設置目的をあらためて伺いましたが、ご答弁にあったように、センターは単に老朽化した公共施設の複合化施設ではなく、魅力創造に資する機能も付加し、地域活性化の拠点施設になってもらわなければなりません。個人的

には、もっと民間的な発想やノウハウを導入したり、子育て世帯が親子で、時間があればいつでも行きたくなるようなアミューズメント要素の強い施設になった方が、若者世代や子育て世帯の流入が期待できるように思っています。(仮称)南部コラボセンターは(仮称)庄内さくら学園とともに、南部地域の新たな魅力を生み出し、新たなプラスのイメージを創り出す象徴的な施設になってもらいたいと強く願っています。そのためには、再度、若者世代、子育て世帯がどういった環境や雰囲気の中で住みたい、子どもを育てたいと考えておられるのかをしっかりと分析、把握して頂き、その思いやニーズに合ったハード整備、環境整備、魅力づくり、更には PR に関係部局と連携して尽力頂きたいと強く要望しておきます。

## 【特殊詐欺被害防止について】

(質問)

ここ最近、特殊詐欺被害が頻発しているようですが、市内における、ここ数年の被害件数と被害額を教えてください。また、被害に遭う方に共通する特徴や狙われやすい方について、市として把握していることがあれば教えてください。

<答弁>

大阪府警によりますと、豊中市内の特殊詐欺被害の件数は平成28年が108件、29年は68件、30年は88件でした。本年も増加傾向で、8月末の暫定件数は84件に及んでおります。被害額は、平成28年は約3億円、29年・30年とも約2億円で、本年8月末の暫定被害金額は約1億1千万円となっております。

被害者の方や狙われやすい方の特徴としましては、平成29年の内閣府の世論調査では、約8割の方が自分は詐欺被害にかからないと回答されており、同年の大阪府警の被害者アンケート調査でも約8割の被害者が特殊詐欺被害の手口などの情報を得ていたとされております。

また、平成30年の大阪府内の特殊詐欺被害者の8割以上が65歳以上の高齢者で、本年8月末の暫定値では約85%にのぼっております。

(質問)

市として、特殊詐欺被害の防止策として、取り組んでおられることと、対策に投じている費用について教えてください。

<答弁>

平成30年度の特特殊詐欺被害防止の取り組みとしましては、昨年6月に65歳以上の高齢者を対象に電話機に貼る啓発シールを10万8千枚作成・配布し、12月には広報とよなかの特集記事で市民に注意喚起を図りました。また、警察や関係課で構成する豊中市特殊詐欺被害防止対策連絡会議等と連携・協働し、各種イベントや出前講座などで啓発チラシを約2万4000枚配布した他、本年3月に詐欺電話が集中して発生した際には、市ホームページや「くらしの安心メール」、市役所・出張所での

ポスター掲示などにより緊急情報も発信するなど、詐欺被害の防止に努めております。  
経費としましては、183万円執行しております。

(質問)

様々な形で啓発をされているようですが、被害に遭う方があとを絶ちません。そこで、意識啓発だけでなく、物理的、機械的な対策にも力を入れてはどうかと思っておりますが、見解をお聞かせ下さい。例えば、特殊詐欺のほとんどは、自宅への電話から始まると思っておりますので、高齢者のみの世帯に録音付きの電話機の設置補助をしたり、固定電話から携帯電話への切替え補助をしたりすることは、これまで検討してこなかったのでしょうか。

<答弁>

防犯機能付き電話機の設置や携帯電話への切替え補助につきましては、被害に遭いやすい65歳以上の高齢者が約11万人おられ、対象者の選定にもよりますが、費用面で課題があると考えております。特に、携帯電話への切替えは電話番号が変わり利便性を損なうことや音声も固定電話よりも聞き取りにくいなどが、高齢者にとって課題でございますので、引き続き費用対効果のある物理的、機械的な対策を研究してまいります。

また、効果的な電話機周辺対策としましては、留守番電話機能の常時使用や防犯機能付き電話機への更新を促すことで特殊詐欺被害を確実に減らせますので、出前講座や啓発チラシの配布など様々な機会を通じて情報発信し、被害防止に取り組んでまいります。

(意見・要望)

特殊詐欺被害の手口などの情報を得ている高齢者の割合がかなり高いことから、啓発の取り組みは浸透していると思っております。ただ、被害件数がなかなか減らず、被害額も毎年かなりの金額になっている中で、しかも、被害者の方の多くが、特殊詐欺被害の手口などの情報を知っていながら、自分は大丈夫と思っておられた方だということまで分かっているながら、啓発や注意喚起だけをただひたすらやり続けていることには疑問があります。知ってはいるけれど、他人事に感じておられる方が少なくないということは、どれだけ啓発や注意喚起をしても、結局は、実際に被害に遭わないと特殊詐欺の恐ろしさが分からない方が結構おられるということではないかと思っております。このような状況の中で、今後も、注意喚起や啓発だけをし続けるというのであれば、市は、被害に遭われた方に対して、自己責任、自業自得と言っているように感じてしまいます。実際に、振り込め詐欺や特殊詐欺等の対策電話機の購入補助金事業を実施している自治体や、電話自動通話録音機の無償設置をしている自治体もありますので、調査、研究して頂くとともに、費用対効果は考慮して頂く必要は一定あるかとは思いますが、是非とも、物理的、機械的な対策を早急に実施し、市民の財産を守って頂きたいと強く要望しておきます。また、今後は、出前講座などで、特殊詐欺についてお話される際には、参加者の方々に録音機能や留守番電話機能等の対策を



実施済みか否か、随時確認するようにして頂き、現状でもできる物理的対策の実施率を高めていくよう努めて頂きたいと思います。特殊詐欺について知っているや分かっているではなく、実際に物理的な対策を講じている高齢者が増えないと、特殊詐欺被害の撲滅は難しいと意見しておきます。